

資料

1966年7月25、26日、ハーグにおける 10か国蔵相會議コミュニケ

1966年7月26日

1. 借入れに関する一般取決め(G A B)参加10か国の大蔵大臣・中央銀行総裁(以下「蔵相等」という)は、オランダ大蔵大臣アンネ・ファンデーリング氏を議長として、7月25および26日、ハーグにおいて会合した。IMF専務理事ピエール・ポール・シュバイツァー氏もこの会議に参加、またOECD事務総長、BIS総支配人およびスイスの大蔵大臣も出席した。

2. 蔵相等は、国際収支調整過程の改善策に関するOECD第3作業部会の報告書を検討、この報告についてのOECDの作業に謝意を表明した。蔵相等は、国際通貨制度の円滑な運営と制度の安定に対する一般的な信認とが多分に国際収支不均衡解消策の進歩に依存していることを認め、調整過程の改善が必要かつ可能であることに意見の一一致をみた。蔵相等は、第3作業部会がその報告書に示した方向に基づいて、本分野における諸改善を今後も検討を続けて欲しい旨の希望を披瀝した。

3. 蔵相等はまた、将来必要な際に準備資産を創出する諸取決めを含む国際通貨制度の各種改善案に関する蔵相代理等の包括的な報告を討議した。この報告は、また準備創出によらないで現行制度を改善する幾つかの提案をも含んでいる。これらの提案については適当な機関によって、さらにいっそうの検討を加える。本報告書は、数週間後に公表される。

4. 國際流動性に関しては、蔵相等は、現在のところでは、準備の一般的な不足はないという点で完全な合意に達した。他方、長期的にみると、既存の準備の源泉が今後の世界の貿易および取引に適當な基盤を提供しえない公算が大きいと考えられた。すなわち大幅な米国の赤字は、世界のその他の諸国に対する将来の準備の増加供給源としては満足なものではないばかりでなく、また米国にとっても容認しがたいものである。また、金のみでは将来の通貨準備の十分な追加を供給しうるものとは思われない。以上の結果、将来いつかは、既存の種類の準備を追加的準備資産の計画的創出によって補充する必要が生ずるであろうことが合意された。

5. 蔵相代理は、蔵相等への報告書の中で、かかる将来必要となるかもしれない事態(contingency)に対処する方法に関して、すべての点で合意に達した訳でもなく、また全面的に完成した計画を提出した訳でもないが、contingency plan が作られる際の多くの基本的原則や要素について意見の一一致をみた。合意された基本的原則の中で、蔵相等は特に次の諸点を強調した。
すなわち、

——計画的な準備創出の決定を行なうに当たっては、それが個々の国の国際収支の赤字補てんの目的で創出さるべきではなく、世界全体の準備資産の必要性を共同で検討し、その判断の上に立って

行なわるべきであること。

——すべての国は国際的準備の適正な規模について、正当な利害を有する。しかしながら、国際通貨制度を機能させる点において中心的役割を果たしている主要諸国のグループは、新たに創出されるいかなる準備資産に対しても、その金融上の裏付けを与えるという点において特別の責任を有している。したがって、計画的に創出される準備資産は、IMF クオータもしくはそれに類似した客観的な基準を基礎として、すべての IMF 加盟国に配分すべきであるという点で合意されたこと。一方主要諸国も、IMF に特別なクレジット・ラインを与えるか、もしくはかかる準備資産を受領し、かつ保有することを約束する、いずれかの方法によって新準備資産に十分な金融上の裏付けを提供する用意をすべきであること。

6. (A) いかなる対処案もその作成とその発動(activation)との間には明確な区別がなければならない。かかる発動のための前提条件はあらかじめ規定しておくべきである。この前提条件にはメンバー間で国際収支の均衡改善が達成されること、および将来における調整過程の機能の改善が見込まれることが含まれるべきである。

(B) 対処案の発動に関する決議と、これに続く準備創出に関するその後の決議のための機構上の取決めは、どの種の創出案が採用されるかによって異なる。しかし、どのような創出取決案が採用されるにしても、かかる決議のための機構上の取決めは次の二つの原則を反映すべきである。

すなわち、

(a) 国際通貨制度の円滑な機能を図ることに対するすべての国の利益と、

(b) 国際通貨制度の機能に基軸的な役割を果たし、かつ实际上いかなる新資産に対しても、事実上その金融上の裏付けを実質的に負担しなければならない立場にある主要国の限定されたグループの特別の責任と、である。

この目的を最もよく達成する手続は、準備創出に対する提案の検討(consider)を限定グループと IMF の双方で行なうこととすることである。多数決の方法およびその投票手續は、上記二原則を十分認識したものでなければならないが、この認識こそは準備創出に関するいかなる決議にとっても一つの必要条件である。

(C) 一代表は、(A)および(B)に示された見解に同意しなかった。

7. 蔵相等は、多くの未解決の問題について、蔵相代理に対し研究を続けるよう指示した。

しかしながら蔵相等は、今や世界経済全体に影響するようなこれらの問題を検討するため、より広範囲な仕組みを作るのが、適当であると考えた。この見地から蔵相等は IMF 専務理事と協議した後、蔵相代理が IMF 理事等とともに参加する一連の合同委員会(a series of joint meetings)の開催を勧告した。10か国の蔵相等は、1967年上半期中に蔵相代理より、レポートが提出されることを期待している。一代表は前述の勧告を行なうことには参加しなかった。